

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
<p data-bbox="376 284 954 320">耐震・環境不動産形成促進事業実施要領</p> <p data-bbox="353 384 1093 600">一部改正 平成25年6月24日 国土動整第14号 一部改正 平成26年1月20日 国土動整第36号 一部改正 平成27年3月23日 国土動整第102号 一部改正 平成28年1月25日 国土動整第61号 <u>一部改正 令和2年1月28日 国土動投第292号</u></p> <p data-bbox="237 655 488 692">第1・第2 (略)</p> <p data-bbox="237 748 741 785">第3 耐震・環境不動産形成促進事業</p> <p data-bbox="271 841 456 877">1・2 (略)</p> <p data-bbox="271 933 1061 970">3. 投資事業有限責任組合が出資等の対象とする事業の要件</p> <p data-bbox="315 978 508 1015">(1) 対象事業</p> <p data-bbox="349 1023 468 1059">① (略)</p> <p data-bbox="349 1067 1093 1193">② 事業終了後に建築物が次のいずれかの環境性能基準を満たすことが見込まれる改修、建替え又は開発事業イ～ホ (略)</p> <p data-bbox="376 1201 1093 1329">へ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環</p>	<p data-bbox="1249 284 1827 320">耐震・環境不動産形成促進事業実施要領</p> <p data-bbox="1227 384 1966 552">一部改正 平成25年6月24日 国土動整第14号 一部改正 平成26年1月20日 国土動整第36号 一部改正 平成27年3月23日 国土動整第102号 一部改正 平成28年1月25日 国土動整第61号</p> <p data-bbox="1111 655 1361 692">第1・第2 (略)</p> <p data-bbox="1111 748 1615 785">第3 耐震・環境不動産形成促進事業</p> <p data-bbox="1144 841 1330 877">1・2 (略)</p> <p data-bbox="1144 933 1935 970">3. 投資事業有限責任組合が出資等の対象とする事業の要件</p> <p data-bbox="1189 978 1382 1015">(1) 対象事業</p> <p data-bbox="1223 1023 1341 1059">① (略)</p> <p data-bbox="1223 1067 1966 1193">② 事業終了後に建築物が次のいずれかの環境性能基準を満たすことが見込まれる改修、建替え又は開発事業イ～ホ (略)</p> <p data-bbox="1249 1201 1966 1329">へ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環</p>

境省告示第119号)のうち「I.建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準」を満たすこと(ヘルスケア施設の場合又は現行の耐震基準に適合しない既存建築物の建替えであって、当該既存建築物が、特定地域に存する場合若しくは建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条に規定する要安全確認計画記載建築物若しくは同法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物である場合に限る。)

ト (略)

(2) 対象事業者 (略)

4. (略)

第4 (略)

(別添様式) (略)

境省告示第119号)のうち「I.建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準」を満たすこと(ヘルスケア施設の場合又は特定地域における現行の耐震基準に適合しない既存建築物の建替えの場合に限る。)

ト (略)

(2) 対象事業者 (略)

4. (略)

第4 (略)

(別添様式) (略)